

改正

平成24年7月4日規則第18号

平成28年12月13日規則第54号の3

令和5年2月20日規則第6号

令和6年3月26日規則第27号

立川市防犯カメラの設置及び運用に関する条例施行規則

(目的)

第1条 この規則は、立川市防犯カメラの設置及び運用に関する条例(平成16年立川市条例第40号。以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定めることを目的とする。

(管理運用基準)

第2条 条例第4条第1項に規定する管理運用基準は、次の各号に掲げる事項について定めなければならない。

- (1) 防犯カメラの設置目的に関すること。
- (2) 防犯カメラの撮影対象区域に関すること。
- (3) 管理責任者等の設置に関すること。
- (4) モニター監視の有無に関すること。
- (5) 防犯カメラの表示に関すること。
- (6) 映像データの保管方法及び保管期間に関すること。
- (7) 映像データの安全管理措置に関すること。
- (8) 映像データの開示決定及びその方法に関すること。
- (9) 苦情処理に関すること。
- (10) 各種費用負担に関すること。
- (11) 前各号に掲げるもののほか、防犯カメラの適切な管理及び運用に関すること。

(運用委員会)

第3条 条例第4条第2項に規定する委員会(以下「委員会」という。)は、次の各号に掲げる事項について定めなければならない。

- (1) 設置目的に関すること。
- (2) 所掌事務に関すること。

- (3) 組織に関すること。
- (4) 委員の任期に関すること。
- (5) 委員長等の指定に関すること。
- (6) 会議に関すること。
- (7) 事務局に関すること。

(管理運用基準及び委員会の届出等)

第4条 条例第5条第1項前段の規定による届出は、当該届出に係る防犯カメラを設置しようとする日前30日までに、防犯カメラ管理運用基準制定届（第1号様式）により行わなければならない。

2 条例第5条第2項前段の規定による届出は、当該届出に係る防犯カメラを設置しようとする日前30日までに、防犯カメラ運用委員会設置届（第2号様式）により行わなければならない。

3 前2項の規定による届出があったときは、その内容について審査し、その結果を防犯カメラ設置承認・不承認通知書（第3号様式）により通知する。

4 条例第5条第1項後段及び第2項後段の規定による届出は、変更をしようとする日前30日までに、防犯カメラ管理運用基準・委員会届出内容変更届（第4号様式）により行わなければならない。

(廃止届)

第5条 管理責任者は、防犯カメラを廃止しようとするときは、防犯カメラ廃止届（第5号様式）により市長に届け出なければならない。

(表示)

第6条 条例第8条第2号の定めによる表示は、防犯カメラ撮影対象区域における施設の主要な出入口その他の必要な箇所に、同条の規定により表示すべき事項に係る文言を表示した書面その他の物を公衆に見やすいように掲げることにより行うものとする。

(映像データの情報提供の制限)

第7条 条例第10条第3号の定めにより映像データ及び映像データに係る情報を提供しようとするときは、市長及び教育委員会が設置した防犯カメラにあつては立川市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年立川市条例第29号）第2条第1項に規定する市の機関（以下「市の機関」という。）において、地域団体が設置した防犯カメラにあつては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の趣旨にのっとり、委員会においてその可否を決定しなければならない。

2 地域団体は、前項の規定により可否を決定したときは、防犯カメラ映像データ情報提供決定報告書（第6号様式）により、速やかに市長に報告しなければならない。

(開示請求)

第8条 条例第11条の規定により、映像データに本人のみが写っている場合は、市長及び教育委員会が設置した防犯カメラにあっては市の機関において、地域団体が設置した防犯カメラにあっては委員会において当該映像データを開示するものとする。ただし、本人のほかに本人以外の者が映像データから識別される場合は、本人以外のものの基本的人権に留意し、開示するものとする。

2 地域団体は、前項の規定により開示又は非開示を決定したときは、防犯カメラ映像データ開示・非開示決定報告書（第7号様式）により、速やかに市長に報告しなければならない。

(苦情の申立て)

第9条 条例第12条第2項に規定する苦情の申立ては、防犯カメラ設置等苦情申立書（第8号様式）により行わなければならない。

2 前項に規定する苦情の申立てがあったときは、防犯カメラ設置等苦情処理記録簿（第9号様式）に記録し、速やかに苦情の内容を審査し、その結果を防犯カメラ設置等苦情処理結果通知書（第10号様式）により、当該申立てをした者に通知しなければならない。

(委任)

第10条 この規則の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成17年3月1日から施行する。

附 則（平成24年7月4日規則第18号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年12月13日規則第54号の3）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和5年2月20日規則第6号）

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和6年3月26日規則第27号）

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

年 月 日

防犯カメラ管理運用基準制定届

立川市長 殿

団体名又は機関名

住 所

代表者

電 話

()

印

防犯カメラの設置にあたり、次のとおり防犯カメラ管理運用基準を制定したので届け出ます。

- 1 防犯カメラ管理運用基準 別紙のとおり
- 2 防犯カメラの管理責任者（公共施設の場合は、所属及び所属長の氏名）
氏 名
住 所
連絡先
- 3 防犯カメラの設置目的
- 4 防犯カメラの設置予定年月日 年 月 日
- 5 防犯カメラの設置台数
- 6 防犯カメラの設置場所 別添の地図又は図面のとおり
- 7 映像データの保管期間

年 月 日

防犯カメラ運用委員会設置届

立川市長 殿

団体名
住 所

代表者
電 話 () 印

防犯カメラ運用委員会について、次のとおり設置したので届け出ます。

- 1 運用委員会の名称
- 2 運用委員会の委員長
氏 名
住 所
連絡先
- 3 運用委員会の設置目的
- 4 運用委員会の所掌事務、組織等 別紙のとおり

年 月 日

様

立 川 市 長



防犯カメラ設置承認・不承認通知書

年 月 日付けで届出のあった防犯カメラ管理運用基準を審査した結果、防犯カメラの設置について次のとおり通知します。

1 防犯カメラの設置

☐ 承認

☐ 不承認（理由： ）

2 防犯カメラの設置に係る留意事項

- (1) 防犯カメラ管理運用基準制定届の内容を変更する場合は、変更しようとする日の30日前までに防犯カメラ管理運用基準・委員会届出内容変更届を市長に届け出ること。
- (2) 防犯カメラ運用委員会設置届の内容を変更するときは、変更しようとする日の30日前までに防犯カメラ管理運用基準・委員会届出内容変更届を市長に届け出ること。
- (3) 設置した防犯カメラを廃止しようとするときは、速やかに防犯カメラ廃止届を市長に届け出ること。
- (4) 防犯カメラの設置にあたり、防犯カメラ撮影対象区域に設置団体名（機関名）及び防犯カメラを設置している旨を表示すること。
- (5) 映像データ及び映像データに係る情報（以下「映像データ等」という。）の提供にあたっては、市長又は教育委員会が設置した防犯カメラについては、立川市個人情報保護条例に基づきその可否を決定し、地域団体が設置した防犯カメラについては、防犯カメラ運用委員会においてその可否を決定すること。
- (6) 地域団体は、映像データ等の提供について可否の決定をしたときは、速やかに市長に届け出ること。
- (7) 映像データ等の開示請求において、映像データ等に本人のみが撮影されている場合は、原則開示すること。本人以外の者が撮影されている場合は、本人以外の者の人権に配慮し、開示すること。
- (8) 防犯カメラに関する苦情を受けたときは、市長に届け出るとともに、その内容を明らかにし、速やかに審査した後、当該苦情を申し立てた者に通知すること。

年 月 日

防犯カメラ管理運用基準・委員会届出内容変更届

立川市長 殿

団体名又は機関名
住 所

代表者
電 話 () 印

年 月 日付けで届け出た防犯カメラ管理運用基準・防犯カメラ運用委員会については、次のとおり変更したいので届け出ます。

1 変更内容

届出事項		内 容
変更前		
変更後		

2 変更の理由

3 その他

年 月 日

防犯カメラ廃止届

立川市長 殿

団体名又は機関名
住 所

代表者
電 話 () 印

年 月 日付けで設置の承認を受けた防犯カメラについて、次のとおり廃止
したいので届け出ます。

1 防犯カメラの廃止理由

2 防犯カメラの廃止予定年月日 年 月 日

3 廃止する防犯カメラの場所 別添の地図又は図面のとおりに

年 月 日

防犯カメラ映像データ情報提供決定報告書

立川市長 殿

団体名
住 所

代表者
電 話 () 印

防犯カメラの映像データ情報の提供について、次のとおり決定したので報告します。

- 1 情報提供の請求理由
- 2 情報提供を決定した理由
- 3 情報提供に係る防犯カメラの設置場所及び映像データの記録日時
- 4 情報提供先
住 所
団体名又は機関名
氏 名
連 絡 先
(関係公共機関からの照会の場合は、その名称、所在地並びに代表者の役職及び氏名)

年 月 日

防犯カメラ映像データ開示・非開示決定報告書

立川市長 殿

団体名
住 所

代表者
電 話 () 印

防犯カメラの映像データについて、次のとおり（開示・非開示）を決定したので報告します。

- 1 開示請求の理由
- 2 開示・非開示を決定した理由
- 3 開示に係る防犯カメラの設置場所及び映像データの記録日時
- 4 開示請求者
住 所
団体名又は機関名
氏 名
連 絡 先
(関係公共機関からの照会の場合は、その名称、所在地並びに代表者の役職及び氏名)

年 月 日

防犯カメラ設置等苦情申立書

立川市長 殿

申立者

住 所

氏 名

電 話

()

印

防犯カメラの設置等について苦情があるので、次のとおり申し立てます。

- 1 苦情の内容
- 2 苦情に係る防犯カメラの設置場所
- 3 その他

第9号様式（第9条関係）
第9号様式（第9条関係）

第 号

防犯カメラ設置等苦情処理記録簿		
苦情受付年月日	年 月 日	
苦情申立手段 該当するものを○で囲む	書面 電話 封書 ハガキ ファクシミリ メール インターネット その他（ ）	
苦情申立者	住所 氏名 電話 （ ）	
苦 情 の 内 容		
回 答 内 容		
処理てん末		
市長への報告年月日	年 月 日	
苦 情 回 答 者		
作成年月日・取扱者	年 月 日	

※各欄で記載しきれない場合は、別紙に記載し、添付すること。
※書面による苦情を受けた場合は、その書面を添付すること。

年 月 日

防犯カメラ設置等苦情処理結果通知書

様

立 川 市 長



年 月 日付けで申立てのあったことについて、次のとおり通知します。

- 1 申立てを受けた苦情内容
- 2 処理（改善）の結果・内容
- 3 その他